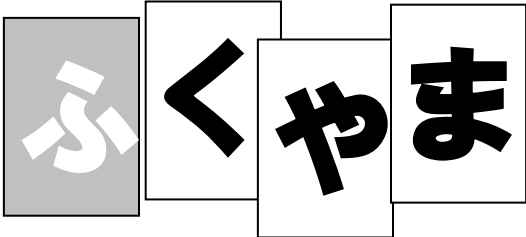


チャレンジ・ウィーク

The logo for Fukuyama is displayed below the title. It consists of four overlapping squares. The first square on the left is gray and contains the white hiragana character 'ふ' (fu). The second square is white and contains the black hiragana character 'く' (ku). The third square is white and contains the black hiragana character 'や' (ya). The fourth square is white and contains the black hiragana character 'ま' (ma). Together, they read 'ふくやま' (Fukuyama).

地域で進めるみんなの職場体験 2025

— たくましく生きるために —

指導の手引（改定版）

（事業所用）

福山市教育委員会・神辺中学校

目 次

I	「チャレンジ・ウィークふくやま」の趣旨	3
II	実施要項	4
III	推進体制 組織図	6
IV	各会議の開催予定	7
V	実施上の留意事項	8

《関係資料》

【資料1】	緊急時対応マニュアル	13
【資料2】	体験活動の心得	15
【資料3】	生徒への対応について	19
【資料4】	賠償責任保険等について	21
【資料5】	新型コロナウイルス感染拡大防止の対応	23

I 「チャレンジ・ウィークふくやま」の趣旨

現在、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境が大きく変化している中、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育が強く求められている。

一方、これまでの学校における取組みは、ともすれば「生きること」や「働くこと」と疎遠になる傾向があり、子どもたちが社会人・職業人として基礎的・基本的な資質・能力を身に付けるための取組みが十分展開されてこなかったのではないかという懸念も指摘されている。

このような中、2006年度（平成18年度）からスタートした「チャレンジ・ウィークふくやま」の取組みは、5日間の職場体験を通して、職業や仕事の世界についての具体的・現実的理解の促進が図れるなど、様々な成果をあげることができた。しかし、3年前より新型コロナウイルスの影響で実施が困難になった。できる活動の範囲で1日でも職場体験学習を行いたいと考えている。

職業と生活の分離が進み、子どもたちが生き生きと働いている大人の姿を見ることが少なくなった今日、職場体験等を通して、やりがいを持って仕事をしている人たちから直接話を聞いたり、世の中にはこんな仕事がある、仕事にはこんなやりがいや面白いことがあると教えられたりすることは、子どもたちに新鮮な驚きと発見をもたらし、職業については大人社会への認識を改めるきっかけになるものと思われる。また、体験活動等には、学校と社会（地域）をつなぐという重要な役割がある。一面的な情報に流され、社会の現実を見失いがちな現代の子どもたちに、現実に立脚した確かな認識を育むとともに、地域の人たちに、体験終了後も子どもたちをしっかりと見ていただくという、生徒の安全確保の面でも、欠かすことのできないものとする。

こうした状況を踏まえ、本取組みは、「将来の社会人」である中学生に正しい人生観・勤労観・職業観を醸成する機会の充実をめざし、地域（校区）を中心として職場体験を実施することにより、地域の教育力を最大限活用し、キャリア教育の一層の推進を図るものである。

Ⅱ 実施要項

1 目 的

- ・ 職業や進路，生き方に関わる啓発的な体験を通して，自己の能力・適性等についての理解を深める。
- ・ 自分自身の特徴を内省的に捉えたり，周囲との関係で理解したりして，学ぶ意味や自分の将来，人生について考える。
- ・ 共に助け合って生きることの喜びや，勤労の尊さや意義についての考えを深める。

2 対 象

公立中学校2年生

3 時 期

令和7年 6月24日(火)～26日(木)の3日間

4 実施にあたっての留意事項

(1) 体験活動の工夫

企業・農業・福祉および，ボランティア等，地域や学校の実態に応じ，創意工夫した活動とする。

(2) 目標の明確化

生徒へ職場体験の意義と目的を明確に持たせたうえで，職場体験に臨ませる。

(3) 配慮を要する生徒

特別な教育的配慮を要する生徒については，原則として該当学年の生徒とともに参加する。

また，実態に応じて参加形態や内容等を工夫する。その際，個の特性や配慮すべき内容等について，事業所との事前連携を図り，生徒が安心して体験活動を行えるようにする。

(4) 安全等への配慮

生徒の安全面に配慮するとともに，過度の負担にならないことなどにする。

(5) 教育課程上の取扱い

3年間の進路指導計画を踏まえ，総合的な学習の時間を中心に，特別活動（学級活動，学校行事），教科等の特性を考慮し，学校の実態により教育課程に適切に位置づけるとともに，キャリア教育で育てたい能力や態度との関連を図る。

(6) 通勤方法

期間中は，自宅から各自の活動場所へ通うこととする。

6 推進体制（役割）

学校・家庭・事業所（地域）三者の役割を明確にし、準備、活動、協力を行うことが必要であり、「地域で進めるみんなの職場体験」という趣旨を大事にすること。

（１）支援会議

【福山市，教育委員会，商工会議所，青年会議所，商工会連合会，ハローワーク，PTA連合会，公立中学校長会】

- ・職場体験の円滑な実施に向けての受け入れ事業所の拡大及び確保
- ・事業実施に係る指導，助言

（２）推進委員会

【教育委員会，学校】

- ・円滑な実施に向けての課題の検討
- ・事前・事後学習についての交流
- ・各学校における職場体験の成果と課題の交流とまとめ

（３）校区実行委員会

【学校，PTA，関係機関（自治会，町内会・公民館・商工会など）】

- ・校区内における受入先の開拓及び確保
- ・職場体験の広報活動
- ・期間中の巡回訪問等，円滑な実施への協力

（４）学校

- ・受け入れ先の確保と新規開拓
- ・生徒希望調査集約，体験先の決定
- ・事前，事後指導の計画作成及び実施
- ・保護者への説明
- ・事業所との打ち合わせ
- ・期間中の出欠席の確認，巡回訪問指導
- ・記録，事後のまとめ
- ・発表会の実施

（５）家庭

- ・マナーの指導と健康管理
- ・実習ノートへの感想の記入

（６）事業所

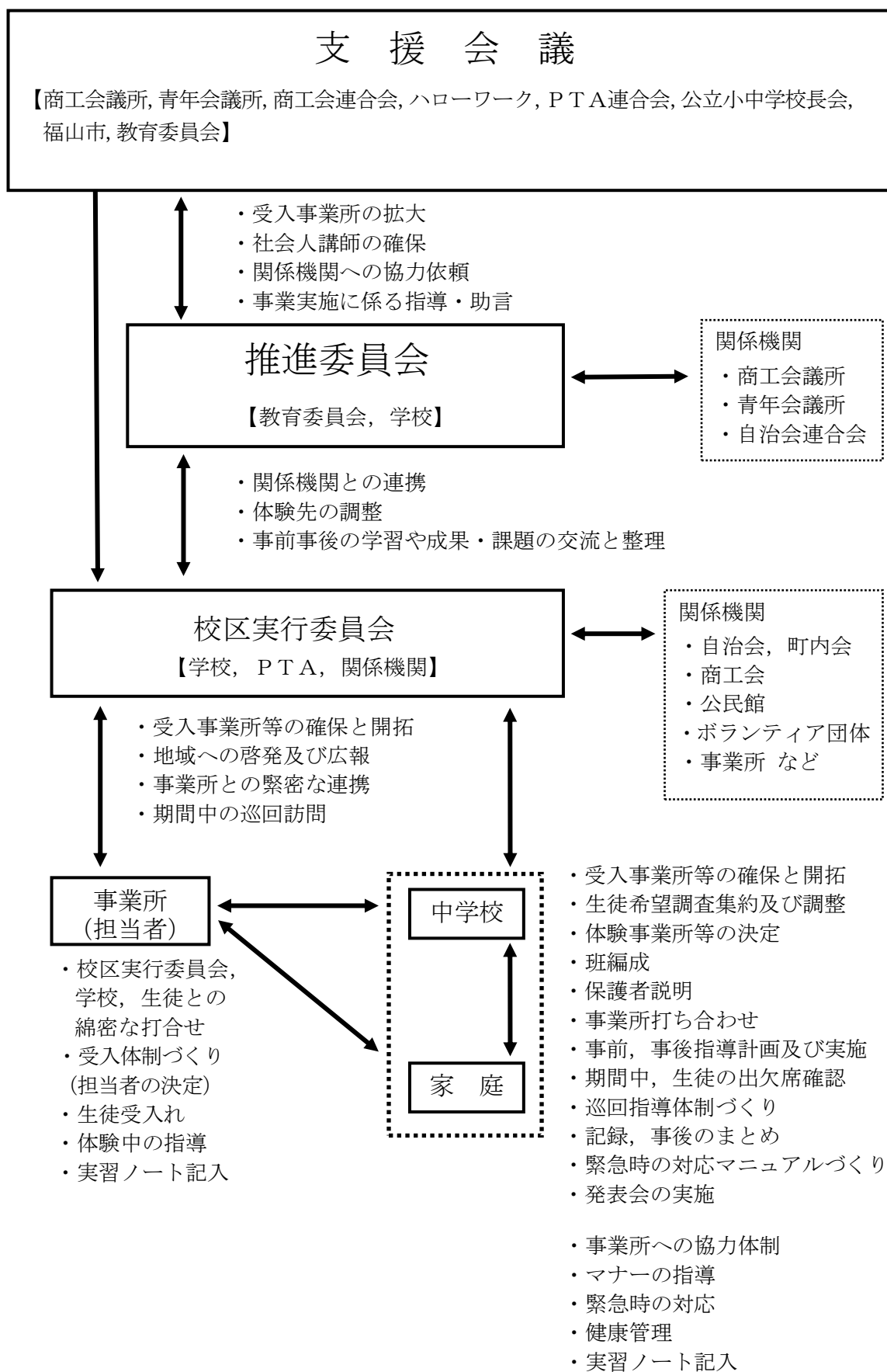
- ・学校，生徒との打ち合わせ
- ・期間中の受け入れ体制づくり（担当者の決定）
- ・実習ノートへの記入

7 経費

予算の範囲内で次のものを支払う。

- ・体験期間中の職場における生徒の「対人・対物賠償責任保険」料
- ・検便を必要とする事業所で体験する生徒の検便代

Ⅲ 推進体制 組織図



IV 各会議の開催予定

月	支援会議・推進委員会・実行委員会		学校の活動
	会 議 名	内 容	
3	支援会議	・事業説明 ・協力依頼 ・円滑な実施に向けての助言 ・受入先が不足している学校への支援	・受入先の確保 ・受入可能事業所一覧表の作成 ・指導計画の作成（事前・事後指導を含む） ・保護者への協力依頼
	校区実行委員会 ※必要に応じて複数回の開催	・事業の趣旨説明 ・受入先の開拓 ・啓発，広報活動	
4			・事前指導 ・受入れの内諾を得る
5			・体験先の希望調査と決定 ・依頼状の送付（正式依頼） ・事前指導 ・保護者への説明
6	校区実行委員会 ※必要に応じて複数回の開催	・実施期間中の協力体制づくり ・「チャレンジ・ウィークふくやま」	・事前訪問と指導 ・学校職員や保護者による職場巡回訪問
7	校区実行委員会	・成果と課題を整理	・事後指導 ・事後訪問（礼状の持参） ・条件にあたる事業所への感謝状贈呈 ・まとめ（報告書）の作成 ・発表会の準備
8			
9			・職場体験学習発表会の開催
10			
11			
12			
1			
2			・次年度の協力依頼と報告書の配付
3	支援会議	・本年度事業のまとめ ・次年度事業の説明，協力依頼	

V 実施上の留意事項

1 実施時期について

本事業は、学校・家庭・地域社会の連携のもとに実施されるものであり、活動の内容は地域性の高いものになる。

実施時期については、職場への巡回指導等，学校体制で対応がしやすい夏期休業中に設定するとともに，市民や地域住民がこぞって中学生に目を向ける機会として，同時期に実施することとする。

2 実施内容について

(1) 各学校での内容の検討にあたって

体験のねらいは、

- ・日々の目標を持って、自主的・主体的に取り組む
- ・様々な人とふれあい、豊かな人間関係を築く
- ・自ら学び、考え、判断し、行動する力を身に付ける
- ・正しい礼儀作法やマナー、人との接し方・言葉遣いを身に付ける

などと設定し，一人一人が各職場において達成すべき目標（自己課題）をしっかりと持って臨むことが大切である。

なお，活動時間については，1日の活動時間を6時間程度（昼休憩を除く）とする。

(2) 特別支援学級生徒の参加について

特別支援学級生徒については，体験場所，体験内容，参加形態，実施時間など，生徒個々の実態に即した内容を検討し，事業所と十分に連携する。

(3) 不登校傾向のある生徒の参加について

事前・事後の指導及び活動期間中を含め，生徒個々の実態に即したさまざまな支援・指導を検討し，参加できるように配慮する。

(4) 生徒指導上の課題のある生徒の参加について

無断欠席や体験途中でのエスケープ，体験先でのトラブルなどが予想される生徒については，保護者や事業所との連携を密にするとともに，場合によっては事業所での体験を中止し，学校において美化，清掃活動などのボランティア活動をさせることも検討する。

3 実施方法について

原則として「1つの事業所において、連続する体験を行うこと」、「1つの事業所での体験人数は5人まで」が望ましいが、次のような場合も考え、弾力的に扱うものとする。

(1) 受け入れ事業所が校区内で確保できない

校区内だけで受け入れ事業所が確保できない場合は、校区外での実施も必要となるが、交通費等の負担がかからないよう、極力、隣接する校区で調整する。その際、該当校区の学校と十分に連携をとる。

(2) 同一事業所に複数校の希望がある

原則として、1つの事業所で1校のみの体験が望ましいが、場合によっては、複数の学校も受け入れていただくこともある。その際、該当校間で指導の差がないよう、十分に連携を取り合う。

※公的施設の受け入れについて

各校区にある保育所と公民館を除き、割り振りをした公的施設については、各学校の希望をもとに事務局が調整する。

4 地域・家庭との連携について

(1) 地域における協力体制の確立について

「地域で進めるみんなの職場体験」という観点から「校区実行委員会」を設置し、PTA、町内会、公民館等の関係者の協力を得る。学校が中心となって会の運営を行い、受入先の確保と調整、期間中にボランティアとして、教職員とともに事業所を巡回訪問するなど、円滑な実施に向けての協力を依頼する。

5 生徒の安全確保について

(1) 事故発生時の緊急体制の確立について【資料1】

事故防止については、行き帰り、体験中を通して、細心の注意を払うよう、事前指導の徹底を図るとともに、「指導の手引」を受入先にも配布し、緊急時の対応体制の確立を図る。

6 その他

(1) 欠席、遅刻、早退について

- ・やむを得ず欠席、遅刻をする場合は、始業時刻前に、早めに保護者が学校と事業所に電話連絡をする。

- ・やむを得ず早退する場合（体調不良など不慮の事態が生じた際）は、事業所の担当者に申し出て、学校に連絡してもらう。

（２）服装について

原則として、学校の制服または体操服とする。（事業所によっては制服や作業服を貸してくれる所もあるので、打ち合わせのときに確認しておく）

（３）通勤方法について

校区内は原則として、徒歩とするが、校区外等、遠方への通勤の場合は、自転車も可とする。

（４）昼食について

昼食は、弁当を持参することとし、家庭で準備できない場合は、あらかじめ購入して持参する。昼食時に近隣の店で弁当や飲食物等を購入しない。

（５）持参物について

実習ノート、筆記用具、弁当、水筒、タオル、その他活動に必要な物とし、かばんは学校で使用しているものとする。

（６）巡回訪問について

体験期間中の生徒の様子を把握することは大切であり、事業所に任せきりにせず、学校が適宜訪問することが必要である。

しかし、職場によっては、訪問することで迷惑をかける場合があるので、訪問回数や時刻等については、担当者と打ち合わせを行うこと。

また、写真やビデオ等の撮影についても許可を得ること。

（７）状況報告について

体験期間中は、生徒の安全確保に留意し、帰宅したら必ず学校に連絡を入れさせて確認する。最終的に、全生徒の帰宅が確認でき次第、担当者は管理職に報告するとともに指導課へ報告する。また、事故やけが、問題行動等のトラブルが発生した場合も指導課へ報告する。

(8) 台風・自然災害等、緊急事態による職場体験中止の連絡について

《前日に予想できる場合》

- ・台風や自然災害等の緊急事態によって、職場体験を中止せざるを得ないことが予想される場合は、前日の段階で福山市教育委員会が判断する。
- ・中止の決定は、福山市教育委員会が行い、各学校に前日15時までにメールにより通知する。
- ・各学校は、各事業所及び生徒に中止の旨の連絡を行う。(事業所には前日の17時までに必ず連絡する)。

《当日に判断する場合》

- ・当日の体験中、急に警報等が発令された場合は、対応について福山市教育委員会が判断し、各学校へメールにより通知する。各学校は、直ちに事業所へ連絡する。

(9) 福祉施設や保育所等での活動について

福祉施設や保育所等での体験を行う生徒については、体験内容によって検便等の検査を求められる場合があり、その対応が必要である。

また、養護教諭と連携し、事前指導計画の中に位置づけて保健指導を行うことが必要である。

	項 目	対 応	備 考
加害者になる場合	インフルエンザやかぜなどの呼吸器感染症の感染源となる	・健康観察を十分に行う ・早めの受診と感染のおそれがある場合は欠席する ・マスクや手洗いの励行	
	嘔吐下痢を伴う食中毒や感染症の感染源となる (O-157, ノロ等)	・検便 ・健康観察を十分に行う ・早めの受診と感染のおそれがある場合は欠席する ・マスクや手洗いの励行	・保育所での実習については、検便が必要
	対象者にけがをさせる	・危険を伴う活動や無理な活動は避ける ・落ち着いて行動する ・指導者の指示に従う ・単独で行動しない	・介護のポイントについての指導が必要 (事前打合せ)
	誤嚥(ごえん)《食事介助》	・落ち着いて行動する ・ゆっくり介助する ・目を離さない ・周囲の状況をしっかり確認し、危険物等をそばに置かない	・介助についての指導が必要 (事前打合せ)

	心を傷つける(言葉遣い) ・アレルギー児への対応 ・障害児に対する接し方	・相手の人権を尊重した発言	・相手を大切にしたいコミュニケーションのあり方についての指導
被害者になる場合	インフルエンザやかぜなどの呼吸器感染症の感染を受ける	・健康観察を十分に行う ・早めの受診と感染のおそれがある場合は欠席する ・マスクや手洗いの励行	・行事との関連性が証明されれば、スポーツ振興センター給付対象となる(審議会の決定による)
	嘔吐下痢を伴う食中毒や感染症の二次感染(ノロ等)	・検便 ・健康観察を十分に行う ・早めの受診と感染のおそれがある場合は欠席する ・マスクや手洗いの励行	
	結核に感染する	・結核健康診断の結果、必要がある場合は受診 ・せき、痰、発熱が続く場合は受診 ・健康観察の充実 ・規則正しい生活をして体力維持に努める	
	疥癬(かいせん)	・肌と肌の長時間の接触によりうつるので、十分な手洗いが必要 ・使用した直後の寝具や衣類からも感染の可能性がある ・実習時の服装と通学用の服装を着替える	・ヒゼンダニが皮膚の最も外側にある角層に寄生して起こる感染症 ・健康な人には感染しにくいといわれている
	アレルギー発作を起こす	・マスクの着用 ・健康観察の充実 ・規則正しい生活をして体力維持に努める ・早めに受診する	・ベットのクリーニング等の手伝い等、ハウスダストによるぜんそく発作の誘発に留意する
	血液に接触することによって起こる感染症(肝炎ウイルス、HIV感染症)	・血液に触れることを避ける ・手洗いの励行	・健康教育が重要
	未熟な介助等による負傷(腰痛、捻挫等)	・無理な姿勢での介助は避ける ・単独で行動しない ・指導者の指示に従う	

【資料１】 緊急時対応マニュアル

１ 通勤時に事故が発生した場合

【学 校】

- (１) 担任等は、本人または発見者等からの通報を受けたら、ただちに現場へ駆けつけて対応し、本人を学校へ連れ帰る。負傷の程度によっては、救急車を要請する。
- (２) 担任等は、速やかに保護者と事業所に連絡し、事態の状況を説明するとともに、必要に応じて保護者に来校してもらう。
- (３) 担任等は、本人から事情を聞き、状況を的確に把握する。
- (４) 校長等は、必要と認められる場合は、学校医等の診断を受けさせる。

２ 体験中に事故が発生した場合

【事業所】

- (１) 担当者等は、応急手当を施すとともに、負傷の程度によっては、救急車を要請したり、病院へ搬送したりする。
- (２) 担当者等は、学校へ連絡し、事態の状況を説明する。
- (３) 担当者等は、事故の状況を写真等で記録する。

【学 校】

- (１) 担任等は、事業所からの連絡を受けたら、ただちに事業所へ駆けつけて対応し、状況によっては、学校へ連れ帰る。また、負傷の程度により病院へ搬送する。
- (２) 担任等は、速やかに保護者へ連絡し、必要に応じて学校または病院へ来てもらう。
- (３) 担任等は、生徒の状況を事業所及び教育委員会へ連絡し、翌日以降の体験について協議する。
- (４) 器物を破損した場合は、保険の手続きを行う。

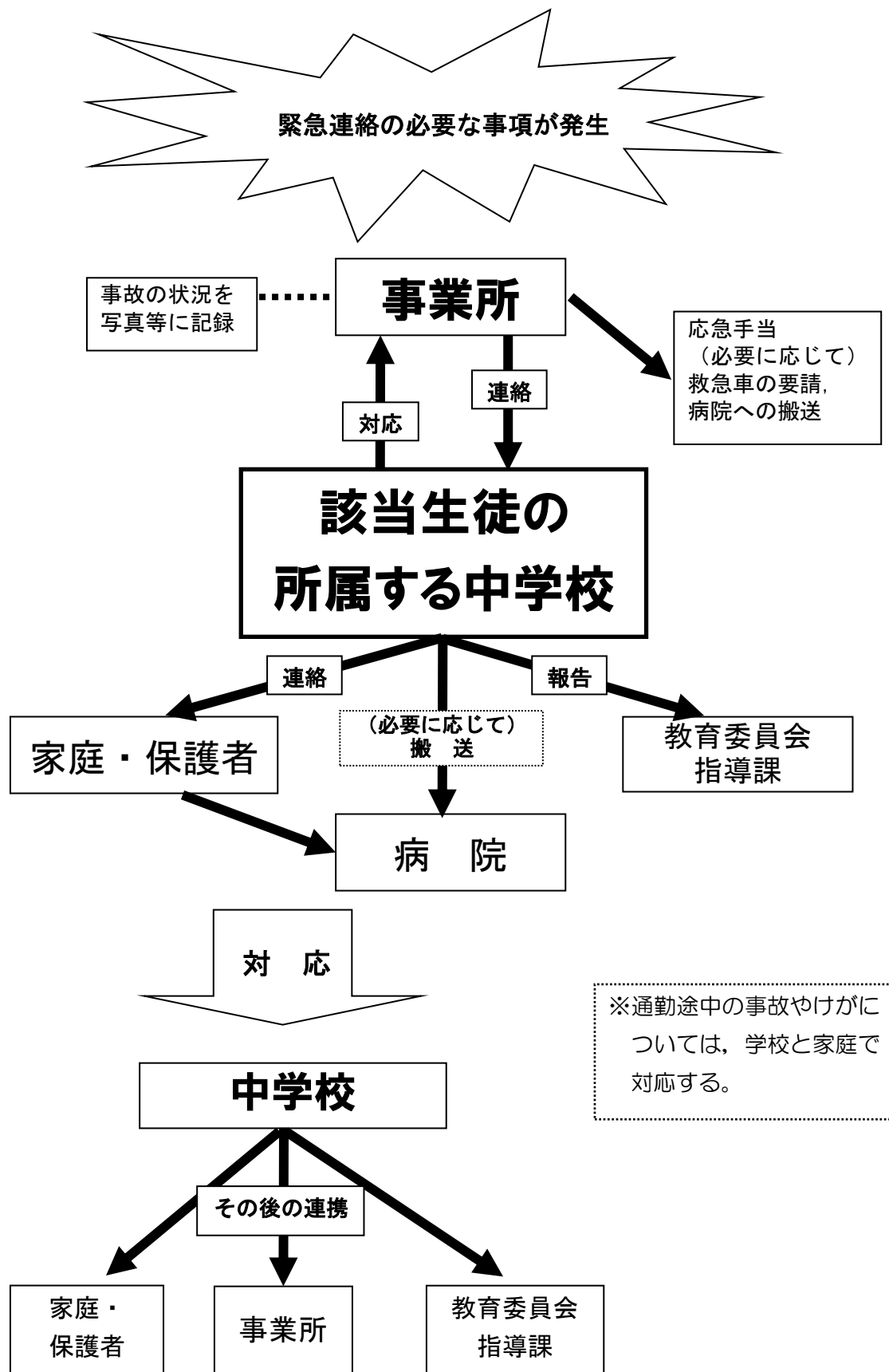
３ 体験中に問題行動があった場合

【事業所】

- (１) 担当者等は、可能な範囲で指導を行うとともに、学校へ連絡する。

【学 校】

- (１) 担任等は、ただちに事業所を訪問して生徒を学校へ連れ帰り、事情を聴取し、指導を行うとともに、場合によっては体験を中止させる。
- (２) 担任等は、速やかに保護者に連絡し、事態の状況を説明する。
- (３) 担任等は、生徒、保護者とともに事業所を訪問し、謝罪する。



【資料2】 体験活動の心得

1 意義と目的

「チャレンジ・ウィークふくやま」は、学校を離れ、地域の中で活動する「体験活動週間」です。ふだん学校では体験できないことに取り組むことを活動内容としています。

みなさんは、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動し、よりよく解決していく資質や能力を身につけなければなりません。そのためには、様々な人々と出会い、ふれあうことにより、自己をしっかりと見つめ、自分の生き方を考え、一人の人間として自己の確立を図ることが必要です。

そこで、この「チャレンジ・ウィーク」の活動を通して、自分の目標を持ち、地域の中へ積極的に入り、様々なことを学び、輝く自分と出会い、自己を確立し、たくましく生きていく力を養ってほしいと思います。

2 体験活動の目標

(1) 日々の目標を持って、自主的・主体的に取り組む

体験活動には、教科書はありません。自分が何をしなければならないか、自分に何ができるか、自分が何をしようとしているかをしっかり考え、日々の目標を持って1日をスタートしましょう。

(2) さまざまな人とふれあい、豊かな人間関係を築く

学校の友だちや先生以外の人との出会いがあります。新しい生活環境や集団の中で自分らしさをおおいに発揮するとともに、積極的にあいさつを交わし、心の通い合う人間関係を築いていきましょう。

(3) 自ら学び、考え、判断し、行動する力を身につける

職場の担当者の方に指示されたことについて、自分で考え、分からないことは質問し、しっかり理解した上で、自分らしさを発揮しながら工夫して取り組みましょう。

(4) 正しい礼儀作法やマナー、人との接し方・言葉遣い等を身につける

その時、その場、その人に応じた接し方や言葉遣いに気をつけて、普段では体験できない場面を乗り越えていく中で、社会人としてのマナーや礼儀などを意識しながら身につけましょう。常に、周囲への心配りを忘れないことが大切です。

3 注意事項

【基本的な姿勢・態度】

- ①指示を待つのではなく、積極的に取り組む。
- ②活動場所では、活動内容をしっかりと理解することを心がけ、分からないことがある時には、積極的に質問する。

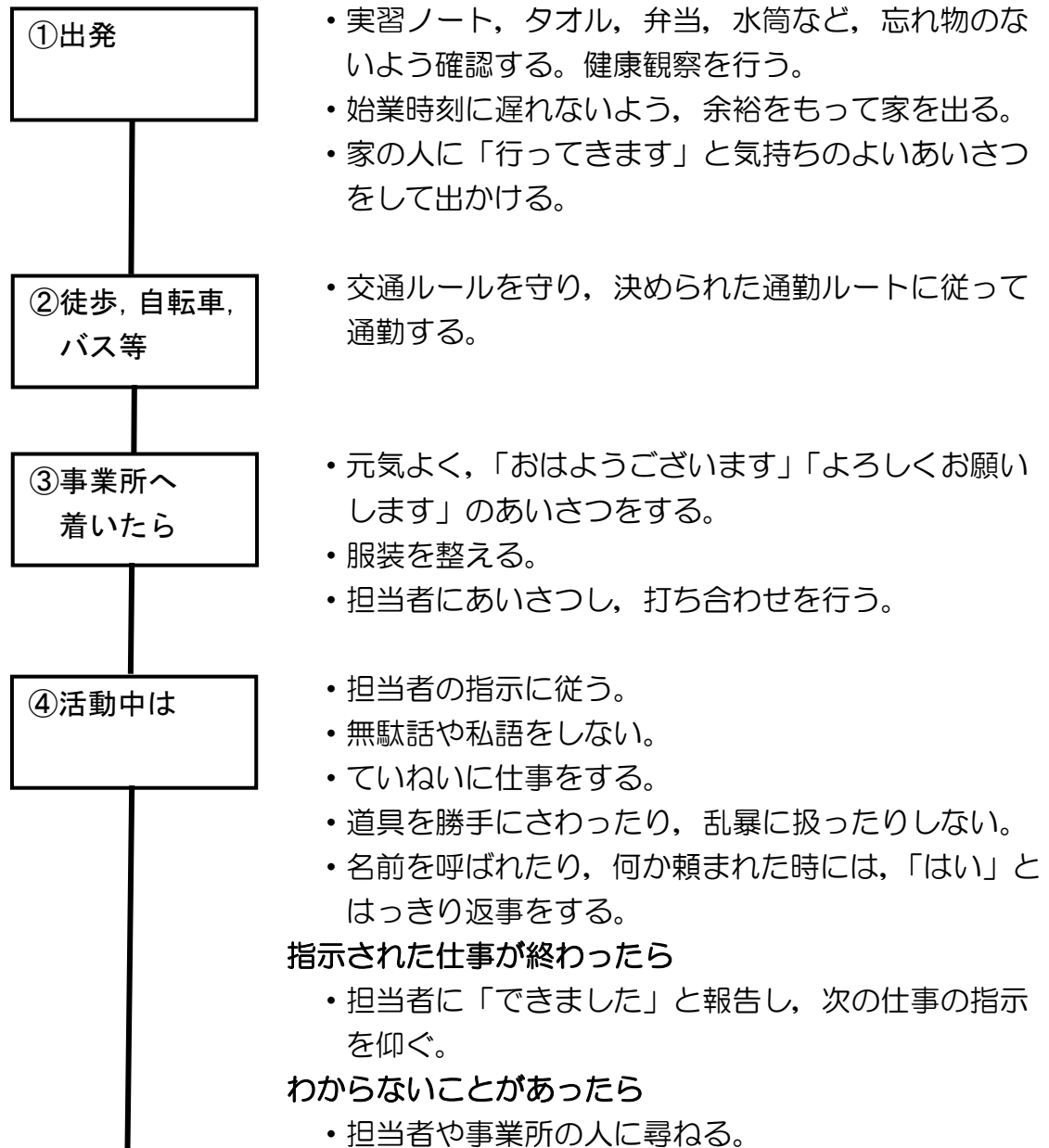
- ③体験場所では、仕事の苦労や厳しさを十分体験するとともに、日常生活では得がたい経験の中から喜びを見出す。
- ④失敗しても投げやりになったり、失望したりすることなく、担当者に報告し、相談しながら全力を尽くす。
- ⑤常に自分を振り返り、指示や注意に対して、素直に耳を傾けることのできる姿勢や態度で取り組む。
- ⑥中学生としての自覚を持ち、言葉遣い・服装・態度などに注意を払う。
- ⑦「はい」「わかりました」「ありがとうございました」など、大きな声で、はっきりと言い、気持ちのよい人間関係を築く。
- ⑧お世話になる事業所に対して感謝の気持ちや奉仕する気持ちを持ち、進んで事業所のために働く。

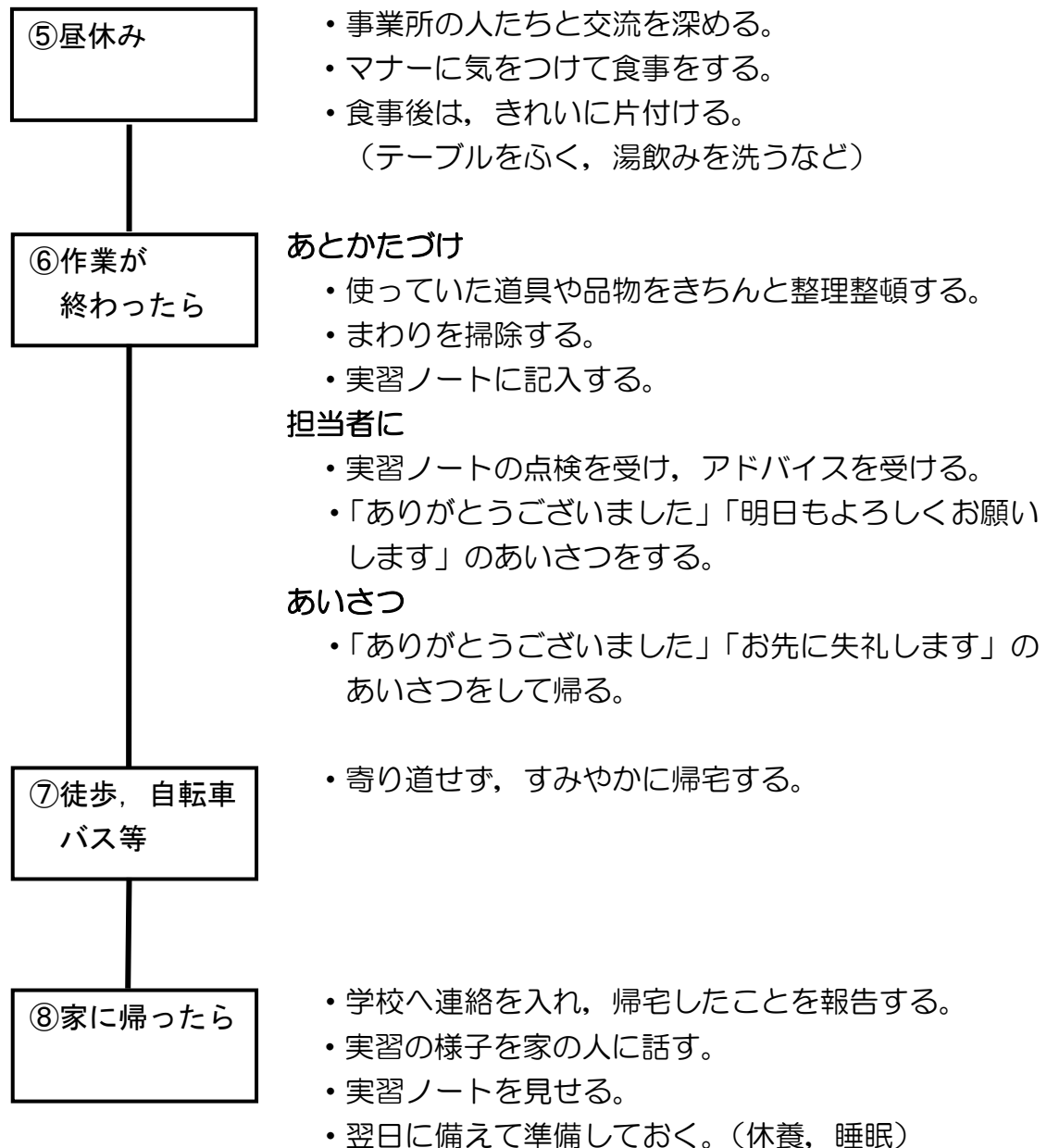
【活動について】

- ①遅刻、早退、無断欠席がないようにする。
 - ・やむを得ず欠席をする場合は、始業時刻前に、早めに保護者が学校と事業所に電話連絡をする。
 - ・決められた出勤時刻の10分前には、確実に到着できるように余裕をもって家を出る。
 - ・やむを得ず早退する場合（体調不良など不慮の事態が生じた際は、事業所の担当者に申し出て、学校に連絡してもらう。
- ②家で緊急なことが発生したときには、学校に連絡を入れてもらう。
- ③通勤方法（通勤路、交通手段）はあらかじめ決められた方法に従う。
- ④服装は原則として制服または体操服とする。持ち物は、実習ノート、筆記用具、弁当、水筒、タオル、その他活動に必要な物とし、かばんは学校で使用しているものとする。
- ⑤昼食は、弁当を持参し、近隣の店で弁当や飲食物を購入しない。
 - ・不要物を持ち込んだり、お菓子やジュース等の飲食はしない。（学校と同じ）
- ⑥活動中は、担当者の指示に従い、事業所の規則を守るとともに、学校のルールも守る。
 - ・特に挨拶、言葉遣い、時間、服装に気をつける。
 - ・無駄話をせず、丁寧に、てきぱきと仕事をこなし、事業所に迷惑をかけないようにする。
- ⑦万が一、活動中にけがや事故などのトラブルが発生したり、物を破損したりした場合は、すみやかに担当者に申し出て、指示を仰ぐ。
- ⑧活動時間は各職場によって異なるが、早く終わっても寄り道や買い食いをしたり、友達の体験先を訪ねたりしない。

- ⑨毎日、実習ノートを事業所に提出し、担当者の点検を受けるとともに、家庭でも保護者に見せる。
- ⑩活動期間中は部活動をしない。
- ⑪帰宅したら、必ず学校へ連絡を入れ、帰宅したことを報告する。
- ⑫台風や自然災害等の緊急事態によって、職場体験を中止せざるを得ないことが予想される場合は、前日の段階で福山市教育委員会が判断する。
中止の決定は、各学校に前日15時までにメールにより通知する。
また、当日の体験中、急に警報等が発令された場合は、対応について各学校へメールにより通知する。
- ⑬その他、事業所の都合により、やむを得ず営業が休止される場合は、学校に登校し、先生の指示に従う。

【1日の流れ】





【事故防止について】

- ①通勤・退勤時には、交通ルールを守り、車の通行量の多い道路や交差点等では事故のないよう十分に注意するとともに、他の人の迷惑にならないように通行する。
- ②事業所内では、危険箇所での作業や危険物の取り扱いは行わない。
- ③担当者の指示には確実に従い、自分勝手な判断で行動しない。
- ④作業場所においては、回りの状況を十分に確認し、移動する際には、特に足元に注意する。
- ⑤その他、あらゆる場面において、事故やけがないよう、集中して活動に取り組む。

【資料3】 生徒への対応について

体験期間中には、さまざまな事態が予想されるため、学校や家庭においては、予想される事態についての対応を考え、指導しておく必要がある。

事業所に対しては、次のことをていねいに説明し、理解と協力をお願いする。

1 生徒の欠席、遅刻、早退等

①生徒が始業時刻になっても来ないし、連絡もない

→欠席の場合は、保護者が事業所と学校へ連絡することになっていますので、学校へ連絡してください。学校から家庭に問い合わせます。

※生徒が欠席した場合の扱い

→活動の埋め合わせ等の必要はありません。学校の出席簿は欠席扱いとなります。（遅刻、早退も同様です。）

②生徒が遅刻した（連絡のあるなしを問わず）

→理由をはっきりと本人の口から言わせ、本人の責任にかかわる場合は指導をお願いします。

③生徒が早退を申し出た

→事情のある場合は、事前に保護者に連絡するよう伝えていますが、理由をはっきりと本人の口から言わせてください。理由がはっきりしないとか、不審に思われる場合は学校に連絡してください。学校から保護者に連絡をとります。

④生徒が外出を申し出た

→学校と同様に、禁止しています。やむを得ない場合は、事前に保護者に連絡するよう伝えていますが、対応に困られた場合は、学校への連絡をお願いします。

2 活動中の事故

①生徒がけがをしたり、体調をくずしたりした

→緊急の場合は救急車を呼ぶ、病院へ運ぶなど、適切な処置をお願いします。その後、学校に連絡してくだされば、保護者への連絡等、その後の対応を行います。

緊急を要しない場合は、しばらく様子を見た上で、学校に連絡してくだされば対応します。

※通勤途中の事故やけがについては、学校と家庭で対応します。

②生徒が物を壊して、損害を与えた

→保険の請求手続きを行いますので、軽微なことでも遠慮なく学校に報告してください。その際、状況がわかるように、写真などに記録しておいてください。

3 活動内容

①どの程度までの活動をさせたらいいのか

→活動内容については、事前学習として生徒にも考えさせますが、事業所においても、体験プログラム例をもとに、検討してください。お客扱いや特別扱いではなく、新入社員や見習いのつもりで活動させてください。ただし、危険を伴う作業は避けてください。

②活動時間について

→原則として、「合計30時間程度の活動」「1日6時間を超えない程度」としてありますが、内容によって弾力的に設定してください。
時間帯も9：00～17：00のうちの6時間程度（昼休憩を除く）を
めやすにしてください。

4 生徒の問題行動

（もちろん、起こらないように指導はしていますが、万一起きた場合）

①生徒が素直に指示に従わない

→遠慮なく、厳しく指導してください。生徒が反抗的であるなど、対応が
難しい場合は学校に連絡してください。

②生徒が勝手に帰ってしまった

→すぐに学校へ連絡してください。保護者を含めて学校で対処します。

③従業員の方やお客さんとトラブルを起こした

→その場の対処はお願いすることになりますが、すぐに学校へ連絡をお願い
します。謝罪等を含め、その後の対処は学校で行います。

④不要物を持ってきた

→学校の教育活動に位置付けていますので、弁当やお茶以外の飲食物や携帯電話などなどの不要物の持ち込みは禁止しています。それに反するような行為があれば、その場で注意をしていただくとともに、学校へ連絡してください。

5 その他

①生徒がよく活動したので、何か褒美のような物をやりたい

→職場によって差が生じないように、一律「報酬はなし」としています。
生徒から報酬を求めるような言葉が出た場合は、学校で指導しますので、連絡してください。

②友だちや先輩が訪ねてきた

→学習として行っているので、授業中と同じ扱いとなります。仕事場では勤務中です。活動を妨げたり、職場に迷惑をかけることのないように、面会は禁止とします。

【資料4】 賠償責任保険等について

職場体験は、あくまでも教育活動であり、授業の一環として行うものです。活動中のけがについては、校内で発生したり、校外における遠足、野外活動、修学旅行等で発生したりする場合と同様に考えます。したがって、受け入れていただいている事業所に責任を負っていただくものではありません。

学校としては、健康管理やけがの防止に向けて指導するとともに、事前に、事故やけがが発生した場合の考え方について、保護者や生徒に対して十分に説明をし、了解を得た上で生徒を訪問させてください。あわせて、家庭においても、期間中の健康管理には十分に留意していただくようお願いしてください。

万一、生徒が不注意によりけがをしてしまった場合には、学校及び教育委員会が責任を持って対応し、治療費等は、学校で加入している日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」を適用します。

また、事業所の物を壊したり、事業所の方にけがを負わせてしまったりという状況が発生した場合には、下記の「賠償責任保険」により対応します。

◆補償内容 （※2017 年度の内容）

I. 賠償責任保険（施設賠償責任保険）

チャレンジ・ウィーク実施に関し、生徒、および学校関係者などの不注意によって生じた事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにつき学校側、及び保護者の負担する賠償損害をてん補します。チャレンジ・ウィーク実施中をはじめ、自宅を出てから現地到着までの間も補償されます。

II. 見舞費用担保特約（I. に付帯）

チャレンジ・ウィーク実施に関し、対人事故が発生した場合において賠償責任を負担することなく慣習として支払った弔慰金、および見舞金をてん補します。

III. 費用拡張担保特約（I. に付帯）

チャレンジ・ウィーク実施に関し、事故が発生した場合に学校側が負担した初期対応費用、及び訴訟費用をてん補します。

◆補償金額

I. 賠償責任保険 てん補限度額（対人・対物賠償共通） 1 億円（免責なし）

II. 見舞費用担保特約

項 目			支払限度額
(a) 死亡した場合			50 万円
(b) 後遺障害が生じた場合			上記金額に規定の割合を乗じたもの
(c) 入院・通院の場合	病院または診療所に入院した期間	31 日以上 15 日以上～30 日以内 8 日以上～14 日以内 7 日以内	10 万円 5 万円 3 万円 2 万円
	病院または診療所に通院した期間	31 日以上 15 日以上～30 日以内 8 日以上～14 日以内 7 日以内	10 万円 5 万円 3 万円 2 万円

III. 費用拡張担保特約 てん補限度額 5 0 万円

資料5 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応

1 チャレンジ・ウィーク実施に当たっての基本的な考え方

実施に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報、広島県新型コロナウイルス感染症対策本部からの情報等を参考に、基本的な考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとします。

2 実施時の感染防止策

(1) 感染源を絶つ

①発熱・倦怠感・咳・咽頭痛・息苦しい等の諸症状や嗅覚・味覚の異常などがある生徒は参加させないことを徹底する。

②チャレンジ・ウィークに参加する生徒は毎日の体調を記録させ、健康管理を徹底させる。(学校保管)

(2) 感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保

集合時、待機中、休憩中、食事中などにおいて、間隔が、できるだけ2mを目安に最低1m空くように事前指導する。

参加者全員が飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

②マスクの着用

マスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、事業所の判断でマスクを外すよう生徒に指導する。

③手洗い・消毒等の徹底

こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携する。

手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参するよう事前に周知する。

(3) 安全な活動環境等の確保

チャレンジ・ウィークに参加する生徒及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、「参加同意書」を提出させる。同意書の提出がない者の参加を制限する。

期間中、体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の意向聴取や速やかな対応を求められることも考えられるため、連絡体制を整えておく。

3 新型コロナウイルス感染者等発生時の対応

(1) チャレンジ・ウィーク参加前において感染者等が発生した場合

臨時休校期間や学年（学級）閉鎖期間は当該校（学年・学級）の生徒の参加を認めない。

状 況	対 応
A；感染者である	当該生徒等については、保健所の指示による自宅等における療養期間中、外出自粛期間中の参加を認めない。
B；濃厚接触者である	
C；PCR検査等の対象者である	当該生徒等については、結果判明前の参加を認めない。

(2) 参加中に発症疑い（発熱や体調不良などを含む）の場合

すぐに自宅へ帰宅させてください。

保護者に連絡を取り、医療機関での受診を勧める。発熱がある場合は「主治医に連絡し、受診する」「発熱外来に連絡し、指示を受ける」など具体的な保護者の意向を確認し、引き渡す。

(3) 終了後に感染等が確認された場合等

※この場合には「感染した場合」「濃厚接触者に特定された場合」「感染の恐れがある場合」が含まれる。

※終了後、1週間までは参加生徒は健康観察を継続することを前提とする。

4 チャレンジ・ウィーク中止の判断について

下記のいずれの場合においても各教育員会と連絡調整の上、実施の可否について判断するものとする。

(1) 国または県が広島県を対象として緊急事態宣言を発令した場合は、各教育員会等と協議し、決定する。

(2) チャレンジ・ウィークから2週間以上前の段階で、安全であるか、疑念が生じる場合は、学校長と審議の上、を中止とする。

(3) 文部科学省【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室【イベント開催制限の段階的緩和】、なども参考にし、総合的に判断する。